

公費負担医療等関連情報

公費負担医療及び自治体の医療費等助成事業に係る資格確認のオンライン化に関する補助金制度の申請期限延長と申請添付書類の柔軟化

2024年(令和6年)12月25日

デジタル庁 国民向けサービスグループ健康・医療・介護班

【編注】政府は、法律に基づく公費負担医療制度と自治体の医療費助成事業について、マイナンバーカードによる資格情報の確認を可能とするための取組を進めています。

2024年度において、医療費助成に係るオンライン資格確認の先行事業が実施されています。

【京都府内の先行実施予定】

自治体名	開始予定日	対象制度	備考
舞鶴市	25年3月15日	15更生、16育成	開始日が変更となる可能性
宇治市	25年1月20日	15更生、16育成、41老人、43重度障害、44ひとり親、45子育て、老人健管	福祉医療は25年3月24日開始
宮津市	25年3月15日	15更生、16育成、41老人、43重度障害、44ひとり親、45子育て、老人健管	
亀岡市	25年2月21日	15更生、16育成、43重度障害、44ひとり親、45子育て	15更生、16育成は2月21日開始
八幡市	25年2月17日	15更生、16育成、41老人、43重度障害、44ひとり親、45子育て、老人健管	15更生、16育成は2月17日開始
木津川市	25年3月31日	15更生、16育成、41老人、43重度障害、44ひとり親、45子育て、老人健管	
精華町	25年1月以降	15更生、16育成	

デジタル庁は同事業に参加する医療機関のシステム改修について支援を実施しています。

申請期限及び申請の添付書類について、申請期限が2025年(令和7年)2月1日まで延長されました。また、申請の添付書類について契約書や発注書等でも代用可能となるように柔軟化されています。

【システム改修費について補助金制度の変更内容】

• 申請期限の延長

変更後：2025年(令和7年)2月1日

• 申請の添付書類の柔軟化

変更後：領収書^{*1}と領収書内訳書^{*2}

※1 契約書や発注書等でも代用可

※2 契約書又は見積書に記載された金額の内訳を記載した書類でも代用可

急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスに係る具体的な方針

2024年(令和6年)10月9日 厚生労働省健康・生活衛生局

感染症対策部感染症対策課 作成資料

1. これまでの議論を踏まえた急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスに係る具体的な方針

急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスの目的、特定感染症予防指針の範囲及び症例定義

■ 急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスの目的(第85回、86回厚生科学審議会感染症部会)

- 急性呼吸器感染症(ARI)の定義に合致する症例数及び収集された検体又は病原体から、各感染症の患者数や病原体等の発生数を集計し、国内の急性呼吸器感染症(ARI)の発生の傾向(トレンド)や水準(レベル)を踏まえた、流行中の呼吸器感染症を把握すること。

■ 急性呼吸器感染症(ARI)に関する特定感染症予防指針とその範囲(第85回、86回厚生科学審議会感染症部会)

- 現在の「インフルエンザに関する特定感染症予防指針」を廃止し、「急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針」を策定するとともに、上気道あるいは下気道を呈し、国内で発生が見られる疾患及び新たに五類感染症に位置づける「急性呼吸器感染症」を範囲とすること。

【対象範囲と疾患の種類等】第86回厚生労働科学審議会感染症部会 資料1(一部改変)

対象範囲	疾患の種類	考え方
上気道炎及び下気道炎を呈し、国内で発生が見られる疾患	インフルエンザ、COVID-19、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、ヘルパンギーナ、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、百日咳、クラミジア肺炎、マイコプラズマ肺炎、レジオネラ症、オウム病	国内での発生が見られている疾患であり、総合的に予防のための施策を推進するため策定することが重要であることから 範囲とする 。
新たに五類感染症に位置づける「急性呼吸器感染症」*	同左	上段の上気道炎及び下気道炎を呈し、国内で発生が見られる疾患と一体的に、総合的に施策を推進するため策定することが重要であることから 範囲とする 。

*既に感染症法上位置付けられている急性呼吸器症状を呈する感染症を除く「急性呼吸器感染症」

■ 急性呼吸器感染症(ARI)の症例定義(第85回、86回厚生科学審議会感染症部会)

- 咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁、鼻閉のどれか1つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例 ※
- ※ 感染症危機を起こす呼吸器感染症が「発熱しない」頻度が高い場合がありうることや、これまで定点把握しており、発熱を伴わない頻度が比較的高いRSウイルス感染症等も幅広く含めることができるよう、「発熱の有無を問わない」定義とする。

2

1. これまでの議論を踏まえた急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスに係る具体的な方針

急性呼吸器感染症(ARI)定点の対象疾患の範囲及び設計

■ 急性呼吸器感染症(ARI)定点の対象疾患の範囲(第86回厚生科学審議会感染症部会)

- 特定感染症予防指針の範囲のうち、定点把握している五類感染症及び新たに五類感染症に位置づける「急性呼吸器感染症」を範囲とすること。具体的には、インフルエンザ、COVID-19、RSウイルス、咽頭結膜熱、ヘルパンギーナ、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、新たに五類感染症に位置づける「急性呼吸器感染症」を対象疾患とすること。

■ 急性呼吸器感染症(ARI)定点の設計(第89回厚生科学審議会感染症部会)

- 現状や諸外国の現状及び研究結果等を踏まえ、保健所管内人口単位を変更し、約5,000か所を3,000か所程度とすること。
- なお、これまで、小児科定点及びインフルエンザ/COVID-19定点にて把握してきた疾患もあることから、原則、現在の小児科定点及びインフルエンザ/COVID-19定点を活用するとともに、保健所管内において定点の設定が困難な場合は、隣接する複数の保健所を併せて定点を設定することも可能とすること。

【現行】定点数4,653(以下の設計に基づき機械的に算出※1)

	保健所管内人口	定点数	対象地域数
小児科定点	~3万	1	21
	3万~7.5万	2	82
	7.5万~	3+(人口-7.5万)/5万 ※3	365
	合計	2,918	468
内科定点	~7.5万	1	103
	7.5万~12.5万	2	70
	12.5万~	3+(人口-12.5万)/10万 ※3	295
	合計	1,735	468

【変更後(イメージ)】定点数2,976(以下の設計に基づき機械的に算出※2)

	保健所管内人口	定点数	対象地域数
小児科定点	~11.5万	1	157
	11.5万~18.5万	2	71
	18.5万~	3+(人口-18.5万)/7.5万 ※4	240
	合計	1,687	468
内科定点	~15万	1	195
	15万~25万	2	94
	25万~	3+(人口-25万)/10万 ※4	179
	合計	1,289	468

※1 2024年1月~3月の実際の報告に基づく定点数は約4,900地点からの報告が確認できた。
 ※2 国が示す基準です。定点(指定医療機関)の指定は、都道府県の判断にて実施されるものであり、基準以上に指定することを拒むものではありません。
 ※3 定点数に小数が含まれる場合、小数点以下切り捨てとする。現行については、地域によっては切り上げとして運用している地域もある。
 ※4 定点数に小数が含まれる場合、小数点以下切り捨てとする。

3

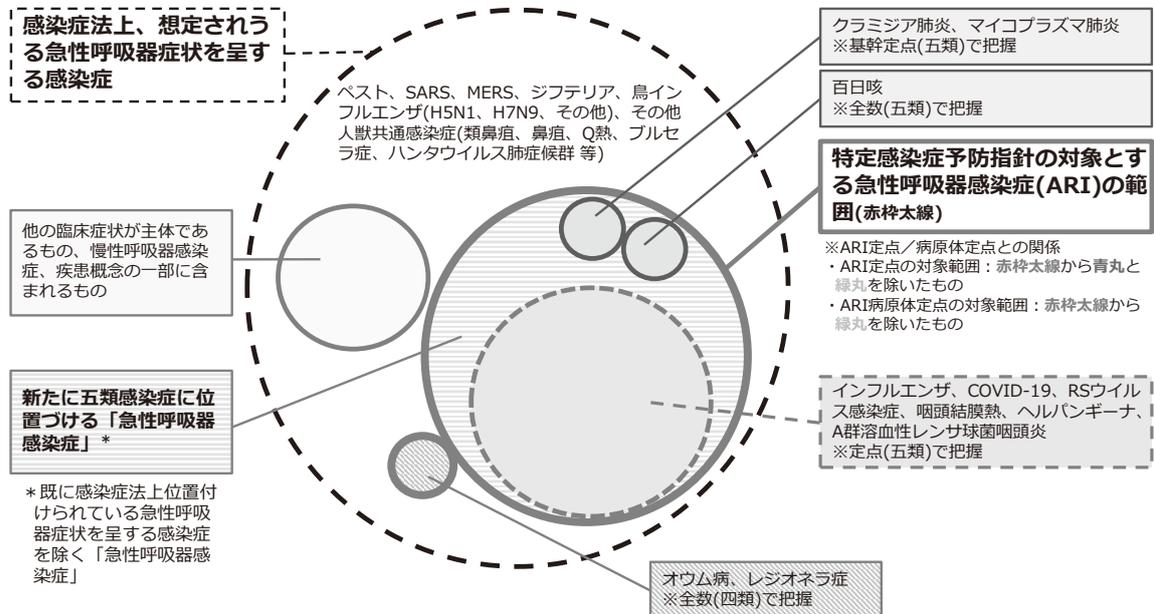
1. これまでの議論を踏まえた急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスに係る具体的な方針

急性呼吸器感染症(ARI)病原体定点の対象疾患の範囲、設計及び報告様式

- 急性呼吸器感染症(ARI)病原体定点の対象疾患の範囲(第86回厚生科学審議会感染症部会)
 - 特定感染症予防指針の範囲のうち、四類感染症を除いたもの(五類感染症に限定する。)を範囲とすること。具体的には、インフルエンザ、COVID-19、RSウイルス、咽頭結膜熱、ヘルパンギーナ、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、百日咳、クラミジア肺炎、マイコプラズマ肺炎、新たに五類感染症に位置づける「急性呼吸器感染症」を対象疾患とすること。
- 急性呼吸器感染症(ARI)病原体定点の設計(第89回厚生科学審議会感染症部会)
 - 急性呼吸器感染症(ARI)定点の約10%を選定することとし、急性呼吸器感染症(ARI)病原体定点から収集された検体又は病原体を活用しゲノムサーベイランスを実施 ※ することを想定し、病原体提出の実績がある小児科定点及びインフルエンザ/COVID-19定点を、優先的に急性呼吸器感染症(ARI)定点及び病原体定点として指定すること。
 - ※ 現在のCOVID-19におけるゲノムサーベイランスは、急性呼吸器感染症(ARI)定点/病原体定点からの報告開始に向け、実施体制の変更を行う予定。
- 急性呼吸器感染症(ARI)定点における報告様式(第89回厚生科学審議会感染症部会)
 - 急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスの主旨を踏まえ、「その他」の項目を設け、急性呼吸器感染症(ARI)のうち発生している感染症の割合を把握できるような様式とする ※ こと。
 - ※ 報告事務負担を軽減することを目的に、効率的な報告手法について引き続き検討することとする。
- 急性呼吸器感染症(ARI)定点/病原体定点からの報告開始時期(第89回厚生科学審議会感染症部会)
 - 都道府県への説明を丁寧に行い、急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスの取組を進めること。
 - (備考) 第89回厚生科学審議会感染症部会後に実施した、複数の都道府県へのヒアリングを踏まえ、報告開始時期(施行規則の施行日)を令和7年4月以降を予定。
- その他(第89回厚生科学審議会感染症部会にて議論)
 - 今般の新たなサーベイランス導入後のフォローアップを行うとともに、中長期的な課題として、高齢者における感染症の発生動向をどのように把握していくのか等について検討すること。

感染症法上の急性呼吸器感染症(ARI)の疾患概念の整理(案)

第86回厚生科学審議会感染症部会	資料1
2024(令和6)年7月8日	抜粋



急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスの導入により、将来、新型インフルエンザ等感染症等が発生した場合にも、平時から継続的に動向を把握することが可能になるとともに、平時のサーベイランス体制への移行がスムーズとなることが期待される。

2. 急性呼吸器感染症(ARI)定点における報告様式のイメージ

急性呼吸器感染症(ARI)定点における報告様式のイメージ

第89回厚生科学審議会感染症部会
2024(令和6)年9月18日

資料1
抜粋

別記様式6-2

週報

感染症発生動向調査(急性呼吸器感染症定点)

調査期間 令和 年 月 日 ~ 年 月 日

医療機関名:

急性呼吸器感染症	性別	0~5	6~11	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10~14	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80歳以上	合計	
		カ月	カ月																				
急性呼吸器感染症	男																						
	女																						
インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	男																						
	女																						
新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに属する。)であるものに属する。)	男																						
	女																						
RSウイルス感染症 ※小児科定点のみ	男																						
	女																						
咽頭結膜熱 ※小児科定点のみ	男																						
	女																						
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 ※小児科定点のみ	男																						
	女																						
ヘルパンギーナ ※小児科定点のみ	男																						
	女																						
その他	男																						
	女																						

6

2. 今後の予定

今後の予定

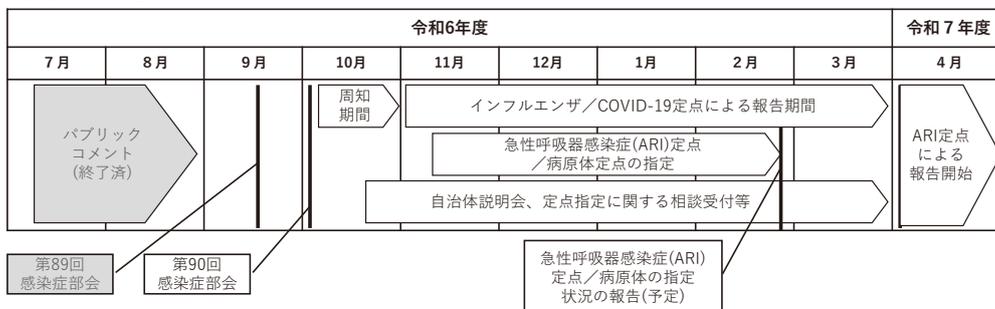
第89回厚生労働科学審議会感染症部会におけるご意見等を踏まえ、以下の予定にて準備を進めることを想定している。

- 令和6年10月中 : 自治体説明会
- 令和7年 2月21日(予定) : 急性呼吸器感染症(ARI)定点/病原体の指定状況の確認
- 令和7年 4月 7日(見込み) : 急性呼吸器感染症(ARI)定点/病原体による報告開始

なお、令和6年10月末~令和7年3月末を、自治体における急性呼吸器感染症(ARI)定点/病原体定点の指定期間とし、サーベイランス体制の移行を支援する。

- ・ 定点指定に関する相談受付
- ・ 定点指定後の発生動向把握の再現性の確認

【今後の予定イメージ】



7

急性呼吸器感染症(ARI)に関するQ&A

令和6年12月11日

Q1 急性呼吸器感染症とは何でしょうか。インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症とは違うのですか。

A1 急性呼吸器感染症 (Acute Respiratory Infection: ARI) とは、急性の上気道炎 (鼻炎、副鼻腔炎、中耳炎、咽頭炎、喉頭炎) 又は下気道炎 (気管支炎、細気管支炎、肺炎) を指す病原体による症候群の総称です。インフルエンザ、新型コロナウイルス、RSウイルス、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、ヘルパンギーナなどが含まれます。

Q2 なぜ急性呼吸器感染症を5類感染症に位置付けるのでしょうか。

A2 急性呼吸器感染症 (ARI) は、飛沫感染等により周囲の方へうつしやすいことが特徴です。新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、①こうした流行しやすい急性呼吸器感染症の流行の動向を把握すること、また、②仮に未知の呼吸器感染症が発生し増加し始めた場合に迅速に探知することが可能となるよう、平時からサーベイランスの対象とするために、感染症法の5類感染症に位置付けることとしました。これにより、公衆衛生対策の向上につながると考えています。

Q3 今回の急性呼吸器感染症サーベイランスのような症候群サーベイランスは海外でも行われているのでしょうか。

A3 急性呼吸器感染症 (ARI) サーベイランスやインフルエンザ様疾患サーベイランス (ILI) などの症候群サーベイランスは、各国の医療体制にあわせて調査項目は少しずつ異なりますが、米国、英国、フランス、ドイツ、スウェーデン等でも実施されている、国際的にもスタンダードな手法です。

(参考)

- WHO: 「症候群ベースの定点サーベイランス」として、インフルエンザ様疾患 (Influenza Like Illness: ILI) ・急性呼吸器感染症 (ARI) ・重症急性呼吸器感染症 (Severe Acute Respiratory Infections: SARI) サーベイランスの実施を推奨。

- 米国 CDC: ILI の発生動向を把握するとともに、全米20カ所以上の救急部門を受診したARI患者において呼吸器ウイルスの陽性割合を監視。全米約600のラボから報告される呼吸器ウイルスの陽性割合を監視。

Q4 急性呼吸器感染症サーベイランスとはどのようなもののでしょうか。急性呼吸器感染症定点医療機関及び急性呼吸器感染症病原体定点医療機関は何を行うことが求められるのでしょうか。

A4 急性呼吸器感染症 (ARI) 定点医療機関には、多くの5類感染症の定点把握と同様に、1週間当たりの患者数を報告いただくようお願いいたします。発生届のように患者ごとに届出を作成・報告いただく必要はありません。また、急性呼吸器感染症 (ARI) 病原体定点医療機関には、これまでどおり、検体の提出をいただくようお願いいたします。

急性呼吸器感染症 (ARI) 定点医療機関及び急性呼吸器感染症 (ARI) 病原体定点医療機関の指定は、都道府県が実施いたします (なお、定点医療機関の数は、現在の数から減らすことを検討しています)。

このほか、急性呼吸器感染症 (ARI) 定点医療機関及び急性呼吸器感染症 (ARI) 病原体定点医療機関以外の医療機関に対し、新たに報告をお願いすることはありません。

Q5 急性呼吸器感染症定点医療機関は、どのような患者を報告しますか。また、急性呼吸器感染症病原体定点医療機関は、どのくらい検体を提出するのでしょうか。

A5 「^{がいそう}咳嗽、^{びじゅう}咽頭痛、^{びへい}呼吸困難、鼻汁、鼻閉のどれか1つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例」を、急性呼吸器感染症 (ARI) 定点医療機関からの報告対象とします。また、急性呼吸器感染症 (ARI) 病原体定点医療機関から提出いただく検体は、全ての患者から採取するのではなく、一部の患者からのみ採取します。検体の数等については、決まり次第、本ページに掲載いたします。

Q 6 急性呼吸器感染症が5類感染症に位置付けられ、またサーベイランスの対象となることで、患者にはどのような影響があるのでしょうか。風邪のために病院に行く際の負担などが変わのでしょうか。

A 6 急性呼吸器感染症（ARI）を5類感染症に位置付けることによる、患者の皆様への影響はありません。診療上の扱いも何も変わりません。5類への位置付けは、感染症の発生動向を把握できる体制を整え、国民や医療関係者の皆様へ情報提供するためのものです。

Q 7 急性呼吸器感染症が5類感染症に位置付けられることで、風邪も就業制限や登校制限の対象となるのでしょうか。

A 7 急性呼吸器感染症（ARI）が5類感染症に位置付けられることで、就業制限や登校制限の対象とはなりません。インフルエンザ等の個別の感染症について定められている運用についても変更はありません。

Q 8 急性呼吸器感染症が5類感染症に位置付けられることで、特別な感染症対策は必要がありますか。

A 8 基本的な感染症対策として、換気や手洗い・手指消毒^{しゅじしょうどく}、マスクの着用を含めた咳エチケットなどの実施について、国民に対し周知してきたところです。急性呼吸器感染症（ARI）が5類感染症に位置付けられること

で、これら基本的な感染症対策の扱いを変更するものではありません。

• 基本的な感染対策について：

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryousoudan.html#h2_1

Q 9 急性呼吸器感染症に含まれる疾患について紹介したページを教えてください。

A 9 インフルエンザ、COVID-19、マイコプラズマ肺炎、その他感染症（RSウイルス、咽頭結膜熱、等）に関するページのリンクを参照ください。

• インフルエンザに関するページ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infulenza/index.html

• COVID-19に関するページ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

• マイコプラズマ肺炎に関するページ：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mycoplasma.html>

• その他の感染症（RSウイルス、咽頭結膜熱、等）に関するページ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou19/index.html